

【様式第3号】

特産品等の認証要綱の遵守に関する誓約・個人情報に関する同意書
及び反社会勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書

令和 年 月 日

石垣市商工会

会 長 大濱 達也 殿

石垣市特産品認定委員会

委員長 殿

企業名 _____ 印

代表者 _____ 印

住 所 _____

※法人は所在地、個人は代表者の住所を記入

石垣市における推奨特産品としての認証を受けるにあたり「石垣市特産品認証委員会」が有する以下に掲げる私に関する個人情報を下記目的に必要な範囲で使用することに同意し、また、認証要綱等の遵守について誓約いたします。

記

I. 認証要綱の遵守に関する誓約事項

1. 認証マークの認定を受けた製品にのみ貼付使用します。
2. 石垣市における特産品認証制度要綱を遵守します。
3. 上記の内容及び石垣市特産品認証委員会の対面を傷つけるなど、不正な行為があった場合は、何時でも認証を取り消されても異存ありません。

II. 個人情報に関する同意事項

1. 提供する個人情報
 - ①企業名
 - ②代表者名
 - ③所在地及び電話、ファックス等
 - ④特産品の製造及び観光資源に係る情報等
2. 利用目的
 - ①審査に係る内容としての使用
 - ②マスコミ、市報及び商工会報等による告知媒体による広報での使用

Ⅲ. 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約・同意事項

私は、下記各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、直ちに認証取り消し処分をされても一切異議を申し立てず、賠償ないし保障を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は一切私の責任といたします。また、下記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、貴会が専門機関（警察・沖縄県暴力追放県民会議）に照会することについて同意します。

記

1. 私は、私及び私が役職員を務める先が、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であつて暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (7) 特殊能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - (8) その他前各号に準ずる者及び団体（以下、本頁各号に該当する者を「反社会的勢力」という。）
2. 私は、私及び私が役職員を務める先が、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。
 - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
 - (2) 反社会的勢力等がその経営に実質的に関与している関係
 - (3) 反社会的勢力等を役職員や顧問としたり、反社会的勢力等に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力等を利用していると認められる関係
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等の提供をし、又は便宜を供与するなどの関係
 - (5) 役職員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係
3. 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号にいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。
 - (1) 暴力的な要行爲
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要行爲
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴会の信用を棄損し、または貴会の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為